

看護師国家試験受験資格認定基準

以下の(1)～(7)までの認定基準を満たした者。

(1)外国看護師学校養成所の 修業年限	詳細はア)～ウ)の認定基準による。
ア)外国看護師学校養成所 の入学資格	高等学校卒業以上(修業年限 12 年以上)、または同等と認められる者
イ)外国看護師学校養成所 の修業年限	3年以上
ウ)外国看護師学校養成所 卒業までの修業年限	15 年以上、または同等と認められる者
(2)教科目の履修時間	履修時間の合計が 97 単位以上(3000 時間以上)で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野、統合分野の単位数、時間数を概ね満たすこと。
(3)教育環境	日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること
(4)当該国の判断	当該国、または州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること
(5)外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無	原則として取得していること
(6)当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度	国家試験、またはこれと同等の制度が確立されていること
(7)日本語能力	日本の中学校や高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1(平成 21 年 12 月までの認定区分である日本語能力試験 1 級を含む。以下同じ)の認定を受けていること

厚生労働省 HP より抜粋